

守口市シンボルキャラクター 「もり吉」

デザイン使用の手引き



守 口 市

守口市では守口市シンボルキャラクター「もり吉」(以下「もり吉」という)を適切に使用して頂くために、「もり吉」デザイン使用の手引きを設けました。

1 デザインの使用に際して

デザイン等に関する一切の権利は、守口市に属します。

そのため、デザイン等を使用する場合は、必ず事前に申請書を提出してください。

2 デザインの使用承認申請について

デザインの使用をお考えの方は、次の①～④に該当するかどうかご確認ください。

- ① 市が事業のために使用する場合
- ② 国、地方公共団体及びそれに準ずる期間が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- ③ 報道機関が報道又は広報目的で使用する場合
- ④ その他市長が適当と認めたとき。

☆ 上記に該当する場合

申請書は不要ですが、「守口市シンボルキャラクター使用手続要綱」やこの「手引き」をよく読んでいただき、市の信用や品位、デザインのイメージを損なうことがないように適切にデザインを使用してください。

★ 該当しない場合

使用承認申請が必要です。

様式は守口市シンボルキャラクターデザイン使用手続要領に定めるものを使用してください。



3 デザインの使用料

デザインの使用料は無料です。



4 使用承認申請の手続き方法

(1) 申請書提出

ア 申請は、次の書類1部を、メール、郵送または持参により提出してください。

- ・守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号関係）

イ 営利を目的としてデザインを使用する場合は申請書に加えて次に掲げる書類を提出してください。

- ・事業計画書
- ・デザインを使用した制作物等を作製するときは、その見本
- ・団体にあっては、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

ウ 申請書提出先

守口市役所広報広聴課 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 TEL：06-6992-1353 FAX：06-6992-1272 E-mail：Mori_kouhou2@city-moriguchi-osaka.jp

(2) 市受付・審査

提出していただいた申請書を受け付け、審査を行います。

審査結果発送までに1週間～10日程度かかります。

(3) 使用承認

承認されると、市から守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認通知書（様式第2号関係）（以下「承認通知書」という）が交付されます。

(4) 使用開始

承認通知書が交付されると使用ができるようになります。

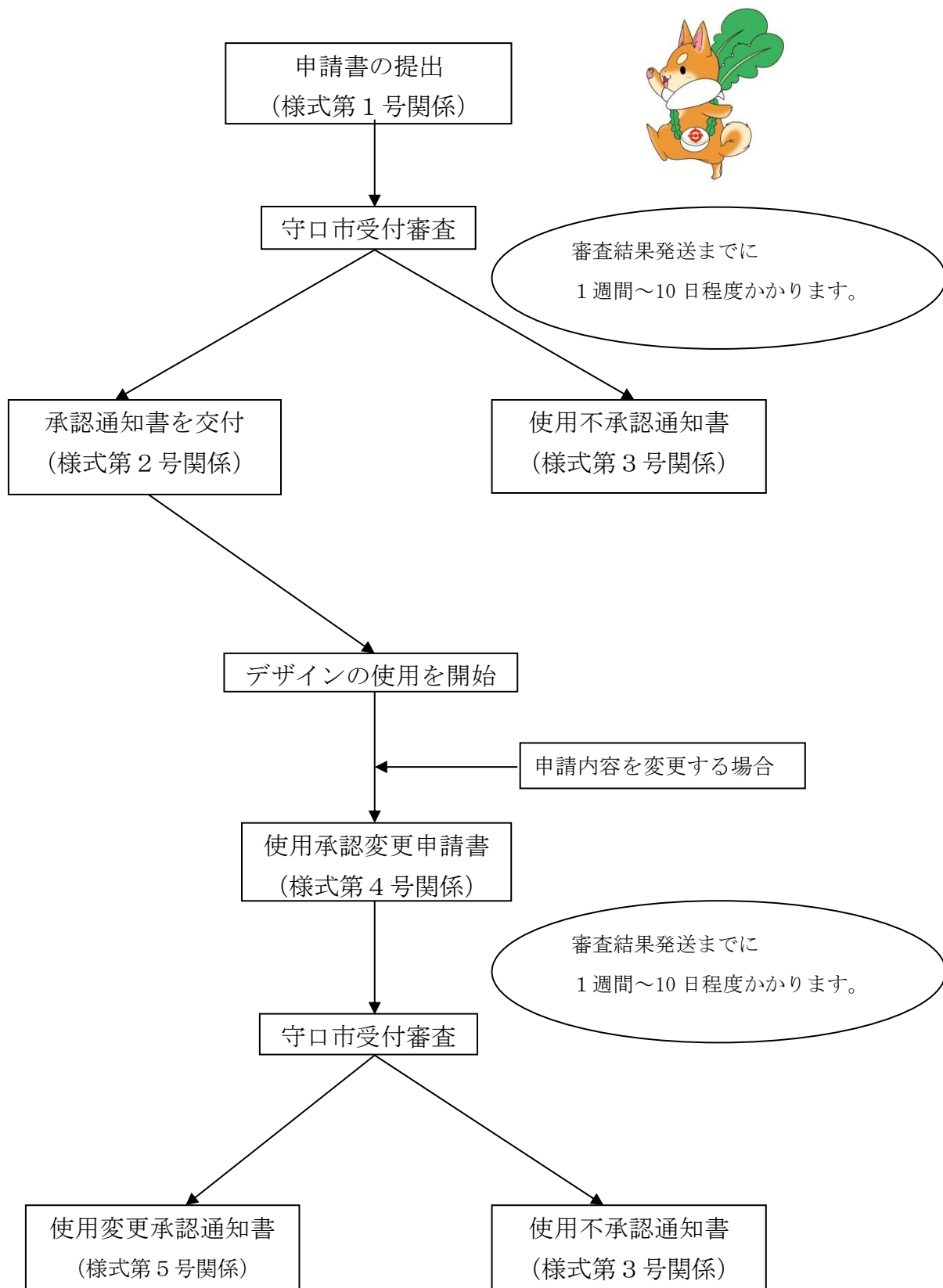
使用にあたっては、3ページの事項を遵守していただき、正しくご使用ください。

【使用上の遵守事項】

- ① 使用の承認を受けた目的及び用途のみに使用し、市長が指示する使用の条件に従うこと
- ② 定められた色、形状等を正しく使用すること
- ③ 守口市シンボルキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと
- ④ 使用者はこの承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- ⑤ デザインを自己のものとして、商標または意匠に使用しないこと
- ⑥ 守口市シンボルキャラクターであることを明示すること
- ⑦ デザインを事業、商品等に用いる場合にあっては、本市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないように配慮すること



※ 使用承認申請から使用までの流れは次のとおりです。



5 使用承認の基準について

◇ 次の場合は、使用の承認をいたしません。

- ① 本市の信用又は品位の失墜に至るおそれがあるとき
- ② 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- ③ 政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれがあるとき
- ④ 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき
- ⑤ 不当な利益を得るために使用すると認められたとき
- ⑥ 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき



6 使用変更申請の手続き方法

(1) 使用承認変更の申請

ア 使用承認変更の申請は、次の書類 1 部を、メール、郵送または持参により提出ください。

・守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認変更申請書(様式第4号関係)

イ 営利を目的としてデザインを使用する場合は申請書に加えて次に掲げる書類を提出してください。

- ・事業計画書
- ・デザインを使用した制作物等を作製するときは、その見本
- ・団体にあつては、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

ウ 申請書提出先

守口市役所広報広聴課 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 TEL：06-6992-1353 FAX：06-6992-1272 E-mail:Mori_kouhou@city-moriguchi-osaka.jp

(2) 市受付・審査

提出していただいた申請書を受け付け、審査を行います。

審査結果発送までに1週間～10日程度かかります。

(3) 使用変更承認

承認されると、市から守口市シンボルキャラクターデザイン使用変更承認通知書(様式第5号関係)(以下「使用変更承認通知書」という)が交付されます。

(4) 使用開始

使用変更承認通知書が交付されると使用ができるようになります。

使用にあたっては、3ページの事項を遵守していただき、正しくご使用ください。

7 使用承認の取消

◇ 使用承認の取消

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認取消通知書(様式第6号関係)により承認を取り消します。

- ① 守口市シンボルキャラクター使用手続要綱の規定に違反したとき
- ② 守口市シンボルキャラクター「もり吉」デザイン使用の手引きの規定に違反したとき
- ③ その他市長が不相当と認めたとき

◇ 使用承認を取り消された場合

- ・ 使用承認に係る物件をいかなる場合であっても使用することはできません。
- ・ 市は、使用物件の回収を求めることができます。
- ・ デザインの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じて、市はその責めを負いません。
- ・ 使用者がデザインの使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決をしていただきます。

8 その他の注意事項等

◇ 損失補償等の責任

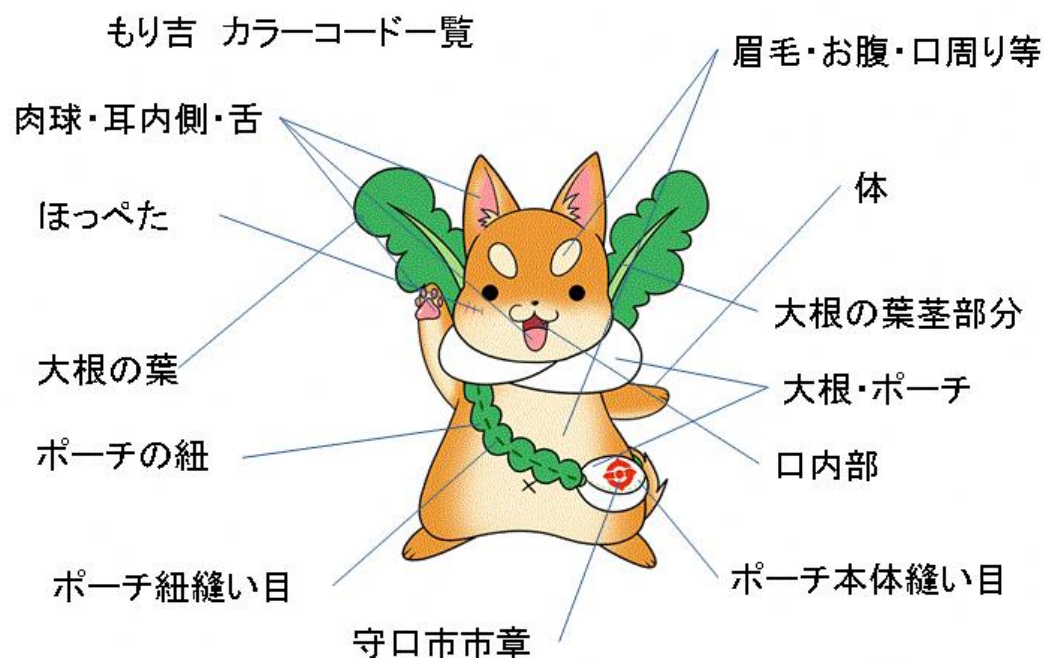
- ・ 市は、デザインの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。
- ・ 使用者は、デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとします。
- ・ 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

◇ 権利の設定等の禁止

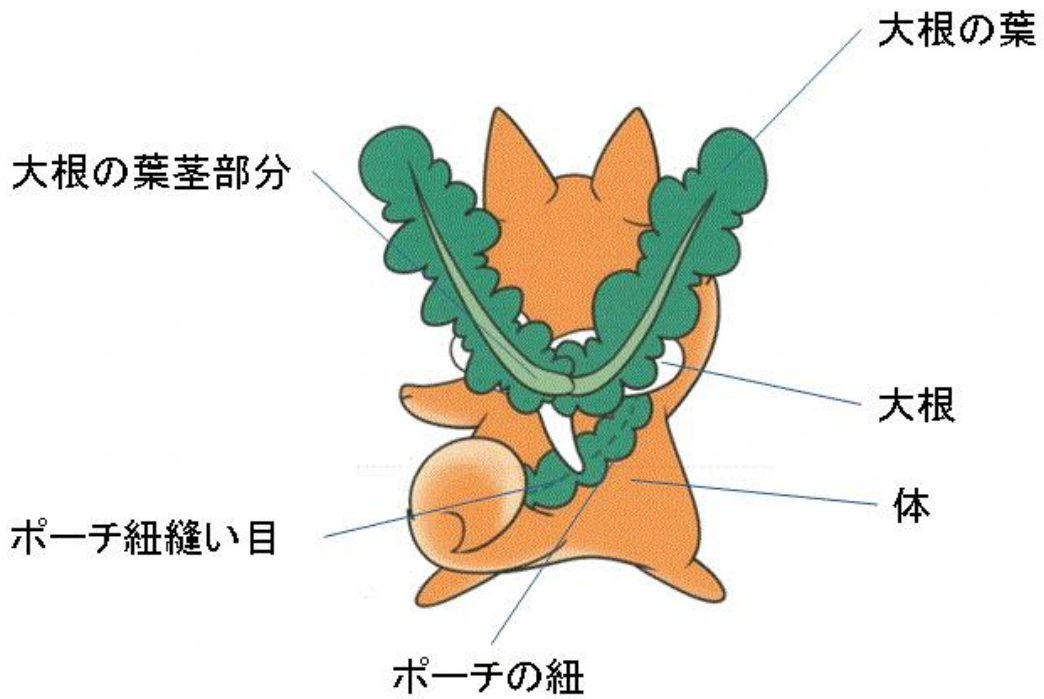
使用者は、デザインについて、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をすることは禁止とします。

9 もり吉カラーコード

もり吉を使用する場合はカラーコードを遵守してください。



部位	カラーコード
体	# ec9836
眉毛・お腹・口周り等	# fef0cd
肉球・耳内側・舌	# ff969d
口内部	# b0313a
ほっぺた	# ec686c
大根の葉・ポーチの紐	# 3db15e
大根の葉茎部分	# a8df84
ポーチの紐縫い目	# 005a0b
ポーチ本体縫い目	# a4dc7f
守口市マーク	# ea2e10
大根・ポーチ	# ffffffff

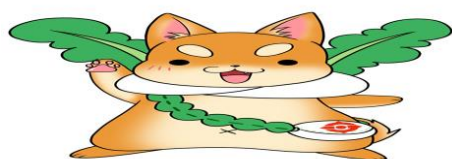


部位	カラーコード
体	# ec9836
大根の葉・ポーチの紐	# 3db15e
大根の葉茎部分	# a8df84
ポーチの紐縫い目	# 005a0b
大根	# fffffff

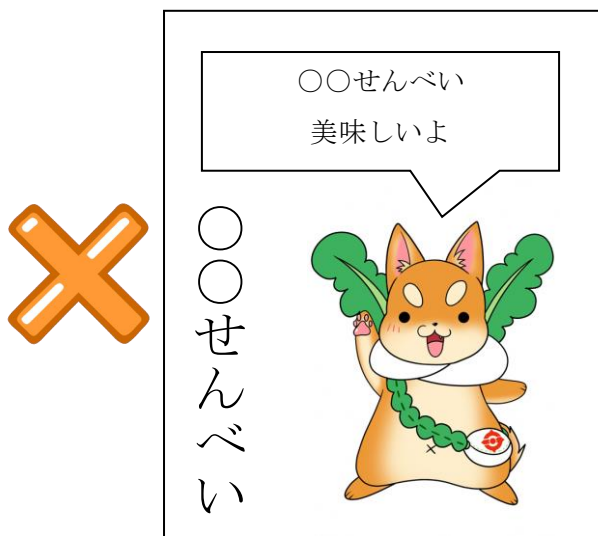
10 デザイン使用の注意

体の一部を省略したり、たて・よこの比率を変えるなどもり吉を変形しないでください。

悪い例



もり吉の体には文字、商品等の写真をかぶせたり特定の企業・団体や商品を応援する使用はできません。



※もり吉が特定商品の名前を指し示したり
また、おすすめするような表現はでき
ません。



※店名などをもり吉に持たせたり、吹
き出しで言わせることはできません。

※企業や団体を特定させるような制服などを着せることは出来ません。
企業名や団体名が入っていてもデザインで特定できるような制服・ユニフォーム
も着せられません。

